

授業料や学生生活に係る費用にお悩みの学生等へ

高等教育の修学支援新制度 (年収～380万円(4人世帯の場合))

返済不要！

- **授業料等減免 年額最大70万円**
(住民税非課税世帯・私立大学生の場合。別途入学金も支援)
- **給付型奨学金 年額最大91万円**
(住民税非課税世帯・私立大学の自宅外生の場合。)

※令和3年4月から各学校で申込受付開始
※**新型コロナの影響で家計が急変した場合も随時申込み可！**

大学等独自の授業料等減免など (「高等教育の修学支援新制度」対象外の世帯)

- 経済的に困難な学生等に対しては、**大学等において授業料の納付猶予や大学等独自に授業料等減免**を行っている場合もありますので、個別に大学等に御相談ください。

日本学生支援機構の貸与型奨学金

無利子:年収～約800万円/有利子:年収～約1,100万円(4人世帯・私大・自宅通学)

- **無利子 月額最大5.4万円(年額64.8万円)の貸与** (私大の自宅生の場合)
- **有利子 月額最大12万円(年額144万円)の貸与** (私大の自宅生の場合)

※令和3年4月から各学校で申込受付開始
※**新型コロナの影響で家計が急変した場合も随時申込み可！**

- 無利子・有利子ともに、既に採用されている方で一時的にまとまった費用が必要な場合は、7月に7～9月分の振込を受けることもできます！
- 有利子については、新型コロナの影響で就職が決まらず、やむなく在学期間を延長する学生等や、ボランティア等により休学する学生等への貸与なども実施！
- 返還に際しても、収入が一定額以下の場合、返還を猶予したり月々の返還額の減額、自治体や企業が代わって返還する制度など、様々な支援策があります！

生活に困難な方のその他支援策

- 国の教育ローン(日本政策金融公庫) **学生1人に最大450万円融資**
- 緊急小口資金(特例貸付) **最大20万円の貸付債務免除の特例あり**
- 生活福祉貸付金(教育支援資金) **最大月6.5万円無利子で貸付**
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※ひとり親家庭のみ
- 地方創生臨時交付金 など

アルバイト収入の減少にお悩みの学生等へ

日本学生支援機構の緊急特別無利子貸与型奨学金

家庭から多額の仕送りを受けておらず、アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対し、**令和3年度に限り、月額2万～最大12万円(大学院生は15万円)を貸与。 ※随時申込み可！**

新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金 (学生等が申請)

事業主から休業(時短勤務、シフト削減含む)させられたが休業手当の支払いを受けることができなかった労働者(学生アルバイト含む)が申請可能。**休業前賃金の8割(一部6割、一日上限11,000円)を給付。**

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金(新型コロナに伴う特例措置) (事業主が申請)

事業活動の縮小している事業主が、労働者(学生アルバイト含む)を休業させ、休業手当を支払った場合に、その雇用維持の取組を助成金により支援。

具体的な要件や申請
手続きの詳細はこちら



「高等教育の修学支援」公式キャラクター【まねこ先生(左)とまなびーニャ(右)】



修学支援
新制度

事業の概要

○「緊急特別無利子貸与型奨学金」

家庭から自立した学生等において、アルバイトの減・解雇等突然の収入減による経済的危機を乗り越えるための一定期間（R4.3末まで）、緊急的な特別支援として、(独)日本学生支援機構において新たに柔軟化した無利子奨学金事業を実施

▶ 既存の奨学金の緊急採用のスキームを活用し、**スピード重視の制度設計** ……▶

▶ 経済的危機を乗り越えるために**貸与月額の上限を拡充** ……▶

※既存の無利子奨学金との支援策との連携も可能

▶ 幅広く、多くの世帯が対象となるよう**目安年収を拡充** ……▶

緊急的な特別支援として随時募集

★ 申込（推薦）後、**最短で翌月に口座に振込開始！**

★ 従来の最大6.4万円から**最大12万円まで増額！**

※1万円単位で選択可能。また、既存の無利子奨学金と併せて貸与を受ければ、**最大で約18万円を無利子で利用可能**

★ 従来の目安年収の約850万円を、**約1,200万円まで拡充！**

※上記の目安年収は4人世帯・私大・自宅外通学の場合

○「奨学金の振込の柔軟化」（R3.9までの緊急措置）

①**奨学金の期日前交付**【7月～9月分を7月にまとめて振込】

※早期にまとまったお金が必要となった学生等への支援として、奨学生からの願出により、7月振込時に8月分・9月分を期日前に振込み

②**大学等による採用前貸与**

※奨学生として採用される前に、大学等が有利子奨学金（1か月分）を貸与した場合、採用後に当該金額を(独)日本学生支援機構が大学等に振込み、清算する

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例 (※1)	—	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2) 【全国】	—	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例 (※1)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2) 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

休業支援金等

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円

(※1)～4月末：緊急事態措置を実施すべき区域(以下「緊急事態措置区域」という)、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(大企業のみ)

5月・6月：緊急事態措置区域、重点措置区域において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用)

(重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象)

(※2)生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

(※3)原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。
なお、上限額については月単位での適用とする。

(例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)